

(申請方法)

4 以下の書類を加西市教育委員会 学校教育課へ提出またはオンラインで申請すること。

	提出書類名	備考
1	加西市奨学金支給申請書	保護者が作成

(決定の通知)

5 奨学金の支給は、教育委員会で決定し、7月下旬頃に学校長及び保護者宛に通知する。

(給付の方法)

6 奨学金は、学期毎に保護者名義の金融機関口座へ振込みにより支給する。
※特別な事情があり、教育委員会が必要と認める場合はこの限りではない。(要相談)

【支給時期】

1学期(4~7月)分	2学期(8~12月)分	3学期(1~3月)分
8月25日(火)	12月25日(金)	3月25日(木)

(奨学金の返還)

7 事実を偽りその他不正な手段をもって奨学金の支給を受けた者(以下「奨学生」という)は、その額を返還しなければならない。

(給付の取消)

8 教育委員会は、奨学生が次のいずれかに該当すると認められるときは、その翌月から奨学金の支給を取り消す。

- (1) 退学したとき
- (2) 性行が不良となったとき
- (3) 奨学金の支給を必要としなくなったとき
- (4) 本人が死亡したとき

(異動の届け出)

9 奨学生が次のいずれかに該当するに至ったときは、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学・復学・転学または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 奨学金の支給を辞退しようとするとき

(4) 住所その他重要な事項に異動があったとき

(給付の停止)

10 奨学生が休学したときは、その翌月より復学した月までの間、奨学金の給付を停止する。

(書類配布場所)

加西市教育委員会 学校教育課 (ホームページにも掲載)

11 その他

※申請書(様式1)の記入は、鉛筆、摩擦で消えるボールペンの使用不可
※以下のいずれかに該当する場合は、次の書類を別途提出する。

(提出書類)

● 単身赴任等で別居の保護者がいる場合または、高等学校等に在学する生徒と保護者の世帯が異なる場合

住民票謄本	別居の世帯について、世帯全員の住民票
所得・課税証明書(令和7年中所得)	別居の世帯について、平成19年4月1日以前に生まれた方全員分

※兄弟姉妹がいる場合は、1部で結構です。(上の学年の生徒の書類に添付してください)

● 令和8年1月2日以降に加西市に転入された方

所得・課税証明書(令和7年中所得)	世帯のなかで、平成19年4月1日以前に生まれた方全員分
-------------------	-----------------------------

※令和7年中の所得・課税証明書は、転入前の各市区町村役場にお問い合わせください。

< 問合せ先 >

加西市教育委員会 学校教育課 (市役所6階南側 ③番窓口)
〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地
TEL: 0790-42-8772

< インターネット申請用 URL 及び QR コード >

<https://logoform.jp/form/5qiW/1454148>

